

北海道の死亡野鳥で 高病原性鳥インフルエンザを確認!! (今シーズン2例目)

10月18日に北海道釧路市で回収された死亡野鳥から、A型鳥インフルエンザウイルスが検出され、遺伝子検査によりH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスであると確認されました！今シーズン2例目の野鳥での確認です。

鶏などの家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。(裏面参照)



北海道釧路市

【経緯】

- ・10月18日、北海道釧路市で、ノスリ1羽の死亡個体を回収
- ・国立環境研究所において遺伝子検査を実施したところ、10月25日に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)を検出

▶家きん舎には様々な経路からウイルスが侵入します。今一度、点検・確認と補修をお願いします。

- 防鳥ネットなどによる野鳥の家きん舎への侵入防止
- 農場に入る車両の徹底消毒
- ネズミなどの小型野生動物の侵入防止
- 家きん舎に入る人や物品の徹底消毒



▶毎日、健康観察を行い、異状を発見した時は直ちに当所へご連絡ください。

京都府山城家畜保健衛生所 TEL:0774-52-2040(夜間・休日転送)

FAX:0774-52-2030

家畜伝染病予防法に基づく 飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

渡り鳥が飛来してくる中、鳥インフルエンザウイルスの家きんへの感染リスクが高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目15)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目16)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目17)
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等(項目25)
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目26)
- ⑥ 鶏舎外での病原体の汚染防止(項目28)
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒(項目32)

自家用家きん飼養者の方々におかれても、家きんの衛生管理については養鶏農家を実施している水準と同レベルの管理をおこなうよう、農林水産省から強い指導が入っており、飼養衛生管理基準を遵守しない場合は家畜伝染病予防法違反に抵触する恐れがあります。

特に、現在放し飼いをされている方は、至急鶏舎に收容し、野生動物や野鳥と接触しないようにしてください。